

請願第1号

後期高齢者の受療権を守るための
制度改善を求める
請願書

紹介議員

曾我千代子

米澤修司

せの丸直樹

宮本繁夫

19.11.19



【請願の要旨】

- 一、国に対し、高齢者の慢性期医療を、患者さんごと、病気ごとに医療保険から支払われる医療費の上限金額が決まった「包括定額」制にしないよう求めること
- 二、高齢者から徴収する保険料については、最低生活費非課税原則にのっとり、その生活を脅かすことのない金額に設定すること
- 三、7割・5割・2割の保険料減額賦課に加え、所得の低い人に対する全額免除制度をつくること
- 四、保険料徴収について、本人の同意のない「年金天引き」は行わないこと
- 五、国・京都府後期高齢者医療広域連合に対し、支払いたくても支払えない人から、正規保険証を取り上げないように求めること

【請願の理由】

2008年4月から実施となる後期高齢者医療制度について、その仕組みが明らかになるにつれ、京都府民から不安の声があがっています。

9月12日に開催された京都府第1回京都府後期高齢者医療協議会においても、「これから高齢者は本当に医療のお世話になっていかないといけない。高齢者は年金生活者。介護保険料や医療費が上がるなど、自分の日々の生活が苦しい中では、保険料が支払えない。高齢者の生活というものを十分考えた上で、保険料等を考えていきたきたい」との意見が委員からも述べられました。また、市町村国民健康保険と同様に、資格証明が発行が行われることについても、同協議会で「保険料が支払えず、病院窓口での全額負担を懸念するあまり病院に行くのをためらって病気が悪化したという話を聞く」と、懸念する声が出されています。

これらの発言は、多くの京都府民、特に高齢者やその家族の抱える不安と一致するものではないでしょうか。

私ども京都社会保障推進協議会が提起し、各医療機関や医療団体で取り組まれた連合長宛署名は、約2万5000筆もの賛同を得ています。

京都府後期高齢者広域連合におかれましては、府民の声を踏まえ、後期高齢者医療制度が高齢者の受療権を保障し得る制度になるよう、国に対し必要な行政施策の実施について求めて頂くよう要望いたします。また、同時に運営主体として住民福祉の立場に立った運営を進められることについても、あわせて要望いたします。

京都府後期高齢者医療広域連合議会

議長 西脇 尚一 様

2007年11月19日



請願人 : 京都社会保障推進協議会 議長 津田 光夫
請願人住所 : 〒604-8854 京都市中京区壬生仙念町 30-2 ラポール京都内
電話 : 075-801-2526
ファクシミリ : 075-811-6170